

第504回 愛知地方最低賃金審議会 議事録

令和3年10月14日(木)

午前10時00分～午前10時45分

名古屋合同庁舎2号館3階共用大会議室

出席者

- (公益代表委員) 中山恵子会長、中山徳良会長代理、小野木委員、鈴木委員、長谷川委員
(労働者代表委員) 安藤委員、太田委員、木戸委員、中島委員、中塚委員
(使用者代表委員) 梶原委員、澁谷委員、太箸委員、堀江委員
(事務局) 伊藤労働局長、岡田労働基準部長、高橋賃金課長、西尾主任賃金指導官
木村課長補佐、宮下賃金指導官、森賃金指導官、吉田賃金調査員、
久保賃金調査員

発言者・発言内容

宮下賃金指導官

ただ今より第504回愛知地方最低賃金審議会を開催します。委員の皆様、お忙しい中、出席いただきありがとうございます御座います。本日の委員の出欠状況です、使用者側の江原委員が欠席されていますが、定足数は満たしていることを報告します。また、本審議会は公開となっており、傍聴人がおみえになっていることを併せて報告します。

本日の資料ですが、会議次第にあわせて、資料No.1からNo.4を配付しています。

以降の進行について、中山恵子会長よろしく申し上げます。

中山恵子会長

議事に先立ち、本日の議事録の署名委員を労働者側は中塚委員、使用者側は梶原委員にお願いします。

議事に入ります。議題(1)愛知県の特定最低賃金の改正決定について(答申)です。

3業種にかかる特定最低賃金の改正決定について審議を行います。本年度の特定最低賃金の改正決定については、既に全ての専門部会で結審され、各部会長からいただいた報告書を、本日の資料No.1からNo.3としてお手元にお配りしています。

事務局で、各部会長の報告書を読み上げてください。

宮下賃金指導官

資料No.1から読み上げます。

令和3年9月30日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、
鋼材製造業最低賃金専門部会
部会長 小野木 昌弘

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日、第502回愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員名の読み上げは、省略させていただきます。

[別紙]

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

なお、以下の項目の1、2、3、5については、現行と変更ないため読み上げを省略し、変更のあった項目のみ読み上げます。

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 996円

6 効力発生の日

愛知地方最低賃金審議会の決定による。

続いて、資料No.2とNo.3を読み上げさせていただきますが、以降の業種につきましては、日付、専門部会の名称及び報告書別紙の時間額のみを読み上げとします。

資料No.2

令和3年9月29日

愛知地方最低賃金審議会

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 中山 徳良

[別紙]

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 968円

資料No.3

令和3年10月1日

愛知地方最低賃金審議会

愛知県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 鈴木 進也

[別紙]

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 976円

中山恵子会長

次に、それぞれの専門部会における審議経過について、各部会長から簡単に結構ですので、報告願います。最初に愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会、小野木部会長から願います。

小野木委員

鉄鋼業専門部会は9月13日、21日、30日と3回にわたり審議致しました。

労働者側からは業況が上向きであり、ものづくり愛知を支える鉄鋼業界の業績は下半期に向けて回復基調であり、早期に1,000円越えをしたい。使用者側からは先行きの不透明さや自動車の減産などから大幅な引上げは難しいなどとの御意見をいただきました。会議ではかなり金額に差がありましたが、公労使の真摯な協議によって、業況は戻りつつあるがコロナ以前の一年のレベルに達していない。東南アジアのコロナ禍は好転の兆しがあり、半導体増産の計画も発表されて、光が見え始めた等の意見があつて、労使双方が歩み寄り3回目の会議で、プラス20円、時間額996円の公益案を3者の合意で公益案どおりに決した次第です。

中山恵子会長

続きまして、愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会、中山徳良部会長をお願いします。

中山（徳）委員

はん用機械器具製造業の専門部会は、9月16日、22日、29日の3回にわたり審議を行いました。労働者側からは景気が回復基調にあること、はん用機械器具が愛知県で非常に重要な地位を占めること、この業種は中小企業が占める割合が大きく、労働組合の無いところへ賃金の増加を波及させる必要があるとの主張がありました。一方使用者側からは、まだまだ賃金を引上げる環境にはないこと、中小企業が多く労働分配率が非常に高い業種であることを勘案して欲しいとの主張がなされました。3回にわたり、労使で真摯に協議をしていただきましたが、合意を見ることができませんでしたので、これ以上協議を続けても合意に達しないと判断し、引上げ額20円、時間額968円の公益案を提示しての採決と致しました。その結果、賛成多数となりましたので引上げ額20円で結審しました。

中山恵子会長

最後に、愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会、鈴木部会長をお願いします。

鈴木委員

愛知県輸送用機械器具製造業の専門部会におきまして、労使の間で一番の争点になったのは、足元の自動車の減産状況をどうみるかという点でした。これについて労使双方から、かなり厳しい御意見が出されましたが、最終的に労使双方で歩み寄りをいただきまして、9月14日、9月21日、10月1日の3回の審議を行いました結果、引上げ額19円、時間額976円で合意に達しました。

中山恵子会長

ただ今の御報告に関しまして、御質問などはありますか。よろしいですか。

では審議を進めます。

例年、まず改定となる特定最低賃金の効力発生日について審議を行い、その後、特定最低賃金額の改定について審議を行っています。

今年度もこの順序で進めたいと思いますが、いかがですか。

(全員了承)

中山恵子会長

ありがとう御座います。それでは、特定最低賃金の効力発生日についての審議を行います。事務局から効力発生日について御説明いただけますか。

西尾主任賃金指導官

先ほど、各部会長から報告をいただいた、3業種にかかる特定最低賃金に関する報告書において、各報告書別紙第6号に、効力発生日は、愛知地方最低賃金審議会の決定によるとされてい

ます。愛知県では、例年、すべての特定最低賃金の効力発生日を同一日とし、その日を12月16日としています。

中山恵子会長

いま御説明がありましたように、例年は12月16日発効ということですが、よろしいでしょうか。

(労使意見なし)

中山恵子会長

ありがとうございます。

では、今年度も例年と同様、効力発生日12月16日と定めることとします。よろしいですね。

(了承確認)

中山恵子会長

では、御承認いただきましたので、令和3年12月16日とさせていただきます。

次に、愛知県特定最低賃金額の改定について審議します。

なお、各専門部会の審議結果を取りまとめたものが、資料No.4「令和3年度特定最低賃金専門部会審議結果表」に記載されています。

この内容を御覧いただきますと、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金及び愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の2業種については全会一致、残る愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金については採決による決定となっています。

まず、特定最低賃金専門部会におきまして全会一致となりました、先の2業種については異議がないようでしたら今回におきましても、全会一致としたいと思いますがいかがでしょうか。

(承認確認)

中山恵子会長

承認していただいたものとして、最低賃金専門部会において全会一致の2業種については、当審議会においても全会一致による決議とさせていただきます。

続きまして、特定最低賃金専門部会で全会一致とならなかった愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の採決を行わせていただきたいと思います。

引上額20円、時間額968円、この引上額及び時間額に賛成の方、挙手をお願いします。

宮下賃金指導官

公益4人、労働者側0人、使用者側4人、合計8人です。

中山恵子会長

では、反対の方、挙手をお願いします。

宮下賃金指導官

公益0人、労働者側5人、使用者側0人、合計5人です。

中山恵子会長

採決の結果を発表します。

賛成が公益4人、労働者側0人、使用者側4人、合計8人

反対が公益0人、労働者側5人、使用者側0人、合計5人

という結果になりましたので、賛成過半数により、専門部会の報告内容をもって審議会の結論とさせていただきます。

改定内容について本審議会からの結論がこれで全て得られましたので、次に「答申文（案）」の審議に入ります。事務局から「答申文（案）」を御準備ください。

（ 「答申文（案）」を配付 ）

中山恵子会長

では、「答申文（案）」を読み上げていただけますか。

宮下賃金指導官

（案）

令和3年10月14日

愛知労働局長

伊藤正史 殿

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山恵子

愛知県の特定最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年8月5日付け愛労発基0805第5号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、各々別紙1から別紙3のと通りの結論に達したので答申する。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
（平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号）
- 2 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号）
- 3 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号）

なお、別紙1から別紙3については、各専門部会の報告書と同一のものとなりますので、読み上げは省略させていただきます。

中山恵子会長

ただいまの「答申文（案）」に関して、御意見などはいかがですか。

御意見等ないようですので、この「答申文（案）」の（案）を削除して、局長に答申してよろしいですか。

（ 全員了承 ）

中山恵子会長

御承認いただきましたので、事務局で答申の準備をお願いします。

(会長より局長に答申文を手交)

中山恵子会長

では、ここで伊藤労働局長から答申に対する御挨拶が御座います。

伊藤労働局長

ただいま、令和 3 年度愛知県の特定最低賃金の改正決定に係る答申を頂戴したところで御座いますので、労働局を代表して一言御礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

鉄鋼業等をはじめとします 3 業種の特定最低賃金の改正決定にかかわりまして、さる 8 月 5 日に私から当審議会に諮問をさせていただきまして以降、各専門部会を含めまして公労使の各委員の皆様方には真摯に、また精力的に御審議を頂戴したところで御座います。中山恵子会長はじめ、各委員の皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日、答申を頂戴いたしました 3 業種の最低賃金に関しましては、私ども事務局といたしまして早速、発効に向けての手続きを進めていきたいと考えているところで御座います。

既に、本審議会における審議取りまとめを踏まえ発効しております、地域別最低賃金に関しましても、この場で私の方から労働行政総力を挙げてということで申し上げましたように、労使各委員の皆様方、自治体などをはじめとする関係機関のお力添えをいただき、また管内監督署、ハローワークなどのネットワーク、総力を挙げてまして広報、履行確保、また支援策の活用促進等、全力を挙げつつあるところで御座います。

この特定最低賃金の改定に関しましても、本日取りまとめいただきました 12 月 16 日発効に向けまして同様に周知、浸透、履行確保に全力を挙げていきたいと思っています。

公労使各委員の皆様方にはそれぞれのお立場からただ今申し上げましたような、今後の取り組みに関しまして一層のお力添えをよろしくお願い申し上げたいと考えているところで御座います。

本日に至るまでの審議取りまとめ、誠にありがとうございます御座います。

中山恵子会長

本年度の特定最賃の審議が終了いたしましたので、私、中山から、会長として一言御礼を述べさせていただきます。

今年度の特定最低賃金専門部会の審議におきましては、約 3 週間にわたり熱心に御審議たまわり、誠にありがとうございました。

今年度も、コロナ禍による経済への悪影響が継続している中、特定最低賃金の金額審議にあたりましては、全業種において、審議自体難しい年であったのではと思います。

そのような中、本日、審議会として愛知労働局長に答申することができましたのは、ひとえに各委員の皆様の御協力の賜物だと思っております。

双方の委員の皆様、会長といたしまして、本日を迎えられましたことを改めて感謝申し上げます。公益委員一同、本当に感謝しております。ありがとうございました。

では、本年度の審議等に関して、労使双方から、何か御意見等はおありでしょうか。労働者側いかがでしょうか。

中塚委員

本年度においては、地域別最低賃金が大幅に引き上がる一方、先ほどもございましたが長期化するコロナが与える影響が産業によって異なる中で、愛知県の産業における適正な賃金相場がどうあるべきかとの審議となり、舵取りを担っていただいた公益の皆様方にはご苦勞をお掛

けしたところです。まずは感謝を申し上げたいと思います。我々労働者側としましては、それぞれの産業で働く組織化されていない、労働組合のない多くの仲間の労働条件の向上をはかることが生活の安全・安心の確保や働く者の活力につながり、ひいては産業、企業の発展に結び付くとのスタンスで臨んできたところです。また、そのことが産業全体の好循環に結び付くものと考えております。

今年度開催された3業種の審議に対する労働者側の考えは各専門部会の中でお伝えしたとおりです。審議結果については、公労使3者が真摯な議論を積み重ねた結果として、私たちもしっかりと受け止めてまいります。

今後につきましては、10月1日から既に改正されています地域別最低賃金と併せて、この特定最低賃金の改正金額の周知活動等を労働局とも連携をしながら行っていきたいと考えてございます。また、来年度に向けましては、本年同様に地域別最低賃金の大幅な引き上げが想定される中で、この特定最低賃金の必要性の審議の運用でしたり、愛知県の産業における適正な賃金相場がどうあるべきかについては、課題も出てきていると考えております。真摯な労使協議の下で特定最低賃金の決定がなされるよう、当該労使による議論を行ってまいりたいと考えておりますので、この点についてもご理解をお願い申し上げておきたいと思っております。

中山恵子会長

使用者側の方、御意見はありますか。

梶原委員

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、公益委員の方、それから労働者側委員の方からございましたとおり、大変厳しい経済情勢、コロナと経済の両立がなかなか厳しい状態、特に特定最賃を審議している製造業につきましては半導体を中心とする部品の供給の乱れ、特にグローバルサプライチェーンの混乱が非常に影響を受けていることで、この先行きが不透明な中での審議で、我々も厳しい判断をさせていただいたところです。そういった中で労働者側の委員の皆さんの御意見、それから公益の方からの公益案等、そのようなことをいろいろと難しい中でも一定程度、我々としては理解した上での判断といった形になっています。そういったことです。特に中小企業に向けては影響が大きいということは、散々この場でも申し上げているところですが、改めて行政の方には、特に中小企業に対する特定最賃の対応について、実効性のある施策、支援策の速やかな実現について改めてお願い申し上げたいと思っております。

中山恵子会長

ただ今の労使双方の委員からいただきました御意見については、次回以降の審議会の場で、皆様と真摯な議論を重ねてまいりたいと存じますので御協力よろしくお願い申し上げます。

では、答申後の手続きについて、事務局から説明下さい。

西尾主任賃金指導官

愛知地方最低賃金審議会の意見に関する公示については、本日を公示日とし、10月29日金曜日までの15日間、答申要旨を公示します。この期間に異議申出があった場合は、愛知労働局長は審議会に対し意見を求めることとなっており、11月1日月曜日、当該異議にかかる意見を求めるための審議会を開催します。10月29日金曜日までの15日間に、異議申出がなかった場合は、官報による公示の受付に入ります。そして、官報の公示を11月16日火曜日に予定し、30日経過後の、12月16日木曜日を指定し、発効を予定しています。

中山恵子会長

なお、これまで御審議いただきました3つの専門部会ですが、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されています。したがって、異議の申出があった場合には、

その審議後になります。異議の申出がなかった場合には、異議申出の期限をもって専門部会を廃止することといたしますので、御了承いただきたいと思ひます。

次に、議題(2) その他ですが、何か議事がありますか。よろしいですか。では事務局から御連絡等はいかがでしょう。

西尾主任賃金指導官

異議審等、次回の開催につきましては、事前に各委員の皆さまに御連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

中山恵子会長

では、以上をもちまして本日の審議は終了させていただきます。皆様まことにありがとうございました。

(署名欄)

会 長



労働者側代表委員



使用者側代表委員



第 504 回 愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

日 時 令和 3 年 10 月 14 日 (木) 午前 10 時 00 分 から
場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について (答申)

(2) その他

3 閉 会

○

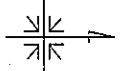
○

第504回 愛知地方最低賃金審議会 配席図

令和3年10月14日(木)

午前10時00分～

名古屋合同庁舎第2号館 3階共用大会議室



鈴木 委員	小野木 委員	中山(恵) 会長	中山(徳) 会長代理	長谷川 委員
----------	-----------	-------------	---------------	-----------

公益委員

江原 委員
梶原 委員
澁谷 委員
太箸 委員
堀江 委員

使用者側委員

安藤 委員
太田 委員
木戸 委員
中島 委員
中塚 委員

労働者側委員

主任 賃金指導官	賃金課長	労働局長	労働基準部長	賃金指導官
-------------	------	------	--------	-------

事務局



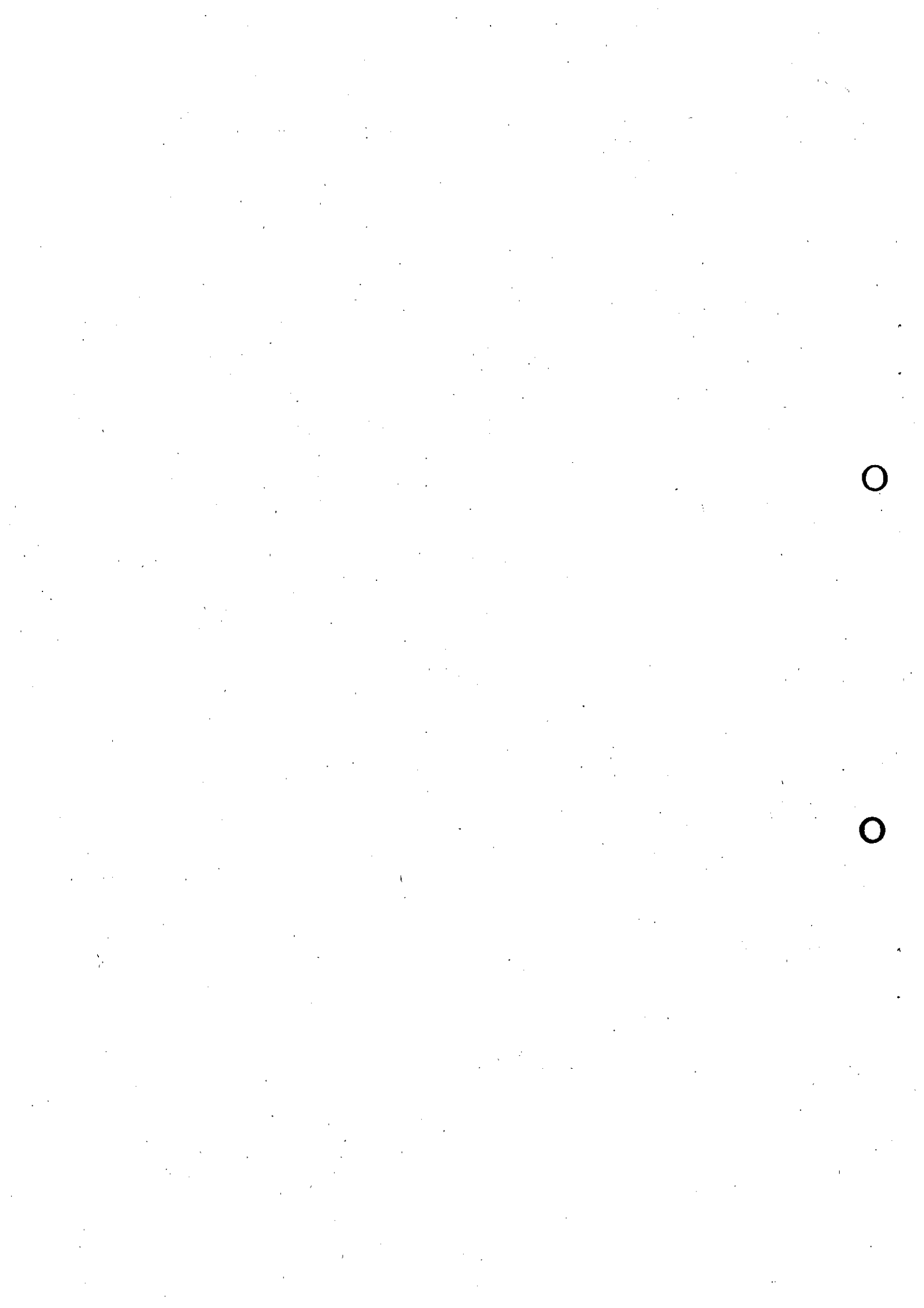
入口



資 料 目 次

資料No.

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
- 2 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
- 3 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
- 4 令和3年度 特定最低賃金専門部会審議結果表



令和3年9月30日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会
愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、
鋼材製造業最低賃金専門部会
部会長 小野木 昌弘

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日、第502回愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員
大 脇 匡 人
小 寺 浩 志
西 方 和 喜

使用者代表委員
梶 原 弘 司
勝 木 隆 二
鳥 本 隆 義

公益代表委員
小野木 昌 弘
中 山 恵 子
長谷川 ふき子



愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 製鉄業
 - (2) 製鋼・製鋼圧延業
 - (3) 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
 - (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (5) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 996 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
愛知地方最低賃金審議会の決定による。

○

○

令和3年9月29日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県はん用機械器具、生産用機
械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長 中山 徳良

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械
器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日、第502回愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員

太田 淳 一

竹内 隆 織

広瀬 和 彦

使用者代表委員

武田 美穂子

谷口 八 束

中田 勝

公益代表委員

中山 徳 良

長谷川 ふき子

鈴木 進 也

○

○

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) はん用機械器具製造業
- (2) 生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 968 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

愛知地方最低賃金審議会の決定による。



令和3年10月1日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県輸送用機械器具製造業

最低賃金専門部会

部会長 鈴木 進也

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日、第502回愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員

小林 僚 平

小松 昌 亀

古屋 幸 司

使用者代表委員

江原 功 一

佐藤 秀 樹

太 箸 俊 一

公益代表委員

鈴木 進 也

小野木 昌 弘

中山 恵 子



愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、舶用機関製造業、自動車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (2) 建設用ショベルトラック製造業
 - (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 976 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
愛知地方最低賃金審議会の決定による。

○

○

令和3年度 特定最低賃金専門部会審議結果表

専門部会名	現行最賃額	引上額	引上率	改定最賃額	部会結審日	部会審議結果	部会結審内容
愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	976	20	2.05	996	9月30日	○	全会一致
愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	948	20	2.11	968	9月29日	▲	労働者代表委員反対
愛知県輸送用機械器具製造業	957	19	1.99	976	10月1日	○	全会一致

○

○

(案)

令和3年10月14日

愛知労働局長
伊藤正史 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵 子

愛知県の特定最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年8月5日付け愛労発基0805第5号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、各々別紙1から別紙3のと通りの結論に達したので答申する。

記

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 2 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)
- 3 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 製鉄業
 - (2) 製鋼・製鋼圧延業
 - (3) 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
 - (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (5) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 996円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年12月16日

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) はん用機械器具製造業
 - (2) 生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 968円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年12月16日

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (2) 建設用ショベルトラック製造業
 - (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 976円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年12月16日